

令和 6 年 6 月 20 日現在

機関番号：31502

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K02164

研究課題名（和文）ニュージーランド社会保障・社会福祉制度におけるコーディネーション機能の分析

研究課題名（英文）Analysis of the Function of Coordination in New Zealand Social Security and Social Welfare System

研究代表者

武田 真理子 (Takeda (Sugawara), Mariko)

東北公益文科大学・公私立大学の部局等・教授

研究者番号：80337245

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 900,000 円

研究成果の概要（和文）：パンデミック禍のニュージーランドでは、税方式による包括的な社会保障制度に加え、緊急支援制度と、官民の多様なサービス・プロバイダーと個人等をつなぐ新たなコーディネーション・サービスが創設された。社会開発省は2020年以前よりも、地域や利用者ごとの多様なニーズへの支援を行えるよう、サービス・プロバイダーが各々に開発をした支援とコーディネーションの方法を尊重する契約方針へと転換し、その結果、官民の一体的な体制により緊急ニーズに応じることができた。コーディネーション機能は、危機的対応により得た経験と知見の積み重ねにより発展してきており、パンデミックにより地域の中で一層強化されたことが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究成果の学術的意義は、社会福祉分野におけるコーディネーションの理論研究の推進に向けた新たな貢献を行えたこと、また、その方法として日本の社会保障・社会福祉が目指す政策の方向性と一致しているにもかかわらずほとんど研究が進められてこなかったニュージーランドの社会保障制度を分析対象としたことにある。社会保障・社会福祉の実践における効果的なコーディネーションの展開方法を明らかにできるよう、さらに研究を進める。

研究成果の概要（英文）：In New Zealand, a new coordination service was established to connect various social support services to individuals and families with hardship under the COVID-19 pandemic. Through literature survey and interview surveys to coordinators of social providers and the Ministry of Social Development, it was clarified that a greater discretion and respect to service providers' methods of coordination was given by the Ministry since COVID-19 pandemic. Also, it was found that the function of coordination was built through experience and knowledge gained through reaction to crisis (such as Canterbury Earthquake, Christchurch Mosque Attack) in the past, and it has been enhanced under the COVID-19 pandemic.

研究分野：社会政策

キーワード：コーディネーション ニュージーランド社会保障・社会福祉 パンデミック禍 官民連携

1. 研究開始当初の背景

我が国では1990年代以降、社会福祉基礎構造改革を柱とする社会福祉の理念の転換、少子高齢化、家族や地域社会の変容に伴い、「地域福祉の主流化」(武川正吾、2006年)が進み、超高齢社会、人口減少社会の中の「福祉」の在り方が根本から問われる時代に突入した。その中で重要なキーワードとなっているのが、「地域福祉コーディネーター」「生活支援コーディネーター」「ボランティアコーディネーター」に代表される、多様化する個人、家族並びに地域社会のニーズに対して多様な制度や資源を組み合わせ、自立支援に取り組むための「コーディネーター」ないしは「コーディネーション」である。

一方、研究開始当初の国立情報学研究所「NII 学術情報ナビゲーター」に登録されている社会福祉分野における「コーディネーション」に関する論文件数は関連分野を含めて50件にも満たない状況であり、社会福祉分野におけるコーディネーションに関する研究蓄積は浅く、その理論化が求められている。

本研究は、「コーディネーション」の定義が未確立の中で多種多様な「コーディネーター」が制度化されている我が国の状況を踏まえて、地域コミュニティをベースとして官民の協働により一人ひとりの長期的な自立支援を実現しているニュージーランドの社会保障制度におけるコーディネーション機能の実態を分析し、社会福祉分野における「コーディネーション」の理論化への貢献を目指し、開始した。

2. 研究の目的

本研究は社会福祉分野における「コーディネーター」とその「コーディネーション」の機能に関する理論化の第一歩として、日本の既存制度に基づく「コーディネーター」の役割の実態等に関する分析と、日本の社会保障・社会福祉が目指している官民協働による生活困窮者等の自立支援及び福祉サービスの提供を実現しているニュージーランドの社会保障制度におけるコーディネーション機能の分析を行うことを目的とした。

ニュージーランドは1938年に実質的に世界で最初の包括的な社会保障法を制定し、すべての居住者が必要原則に基づき、同一ルールの下で税財源により保障されるといふしくみを運営・維持してきた。その後の行財政改革を経て、1998年には社会福祉省の所得保障給付担当部署と労働省の職業紹介担当部署が Work and Income (就労・所得庁) に統合・再編され、長期的視点からの「自立支援」を目的とし、所得保障給付の支給決定・支給手続、職業紹介・就労支援、各種教育・訓練サービス制度の紹介・受講手続等の支援、個人・家族やコミュニティを対象としたソーシャル・ワークの4種類のサービスを同一事務所、同一担当者(ケースマネージャー等)を通して提供する新しい社会保障サービス・システムが構築された。

さらに2008年からは行政機関だけではなく、地域コミュニティの最も重要な資源である多様な民間団体・組織との連携と協働により、子どもから高齢者まで、一人ひとりの自立支援を推進するための Community Link を創設し、対象者とその家族を核としたコーディネーションが進んでいる。2010年9月及び2011年2月に発生したカンタベリー地震後の被災者の生活支援の実施においても上記の社会保障制度改革が機能し、住まい、所得保障、保健医療、福祉、就労等の複合的な課題に対し複数の行政機関と民間団体・組織が被災者を中心に連携し、生活再建に不可欠な包括的なサービスを提供することができた。

以上の通り、ニュージーランドはコーディネーション機能を重視した社会保障・社会福祉の制度改革を進めてきた実績があり、本研究を通して、1998年以降、継続的にニュージーランドの社会保障・社会福祉の研究に取り組んできた研究代表者ならではの社会福祉学及びその実践に対する新しい学術的貢献を目指し、研究を遂行した。

3. 研究の方法

本研究の目的を達成するために、具体的に以下の三つの段階と方法に分けて研究を行った。第一に、日本の社会福祉分野において近年、制度化が進む多様な「コーディネーター」の定義、機能、資格要件、活動実態等に関する調査と分析を行った。

その上で、第二に、ニュージーランドの社会保障・社会福祉制度におけるコーディネーション機能に関する調査と分析を行った。研究開始当初は、自立支援に向けた相談、就労支援、社会保障給付の支給などを一体的に取り組む Work and Income と、その中でもさらに地域コミュニティの民間団体との連携と協働を重視して包括的に自立支援に取り組む Community Link、また2017年に新設された児童福祉省 (Oranga Tamariki) の三つの機関の行政職員、民間団体職員及び利用者へのヒアリング調査から、各機関におけるコーディネーションの担い手、の資格、キャリア等の実態、関係者によるコーディネーションの定義、具体的な活動及び手順について整理を行う予定であった。しかし、2020年1月からの新型コロナウイルス感染症の拡大によ

り計画通りに現地調査を行うことができなくなり、インターネット等を通じたニュージーランドのパンデミック禍の社会保障・社会福祉制度の運用とコーディネーション機能に関する情報収集と分析を進めた。その結果、2020年6月に新たに導入されたCommunity Connection Serviceと、地方における行政サービス、生活支援サービスのコーディネーションを行うHeartland Serviceのコーディネーター及びそのコーディネーション機能に焦点を絞った分析を行うこととし、2022年に現地調査を行い、社会開発省職員を含めた4名へのインタビュー調査を実施し、前述の項目を中心とした分析を行った。

第三に、第二のパンデミック禍のニュージーランド社会保障・社会福祉制度におけるコーディネーション機能の分析結果と本研究開始前までの研究成果との比較検証を行い、1998年以降の社会保障制度改革の変遷の中で、コーディネーション機能がどのように制度化され、どのような役割が期待され、発展してきたのかということ进行分析した。

4. 研究成果

ニュージーランドでは、2020年2月末の国内初の新型コロナウイルス感染症の罹患者の確認から1か月後に入国禁止措置と厳格なロックダウンを実施し、2021年11月末まで「COVID-19 エリミネーション戦略」の下で低い感染率を維持した。同戦略は、ワイタング条約に基づく公平原理とウェルビーイング原理の下で実行され、長期間の経済活動の停滞により収入の減少等の困難を抱える個人には既存の社会保障制度及びロックダウンと同時に創設された緊急生活支援制度による生活保障が行われた。いずれの制度においても複数の制度やサービス・プロバイダーの間の連携を前提とし、インテークを担当した支援者から他の支援者への情報共有が重視された。そのことを象徴しているのが、2020年に新たに導入されたCommunity Connection Serviceと、2001年より地方において展開され、パンデミック禍ではCommunity Connection Serviceとともに活躍をしたHeartland Servicesのコーディネーション機能である。

Community Connection Service及びHeartland Servicesの文献資料調査と、両サービスを提供している2つの民間非営利組織における計3名のコーディネーター及び社会開発省の両サービスの企画・運営担当職員へのインタビュー調査を行った結果、パンデミック禍のコーディネーション・サービスは、社会開発省とサービス・プロバイダーの契約内容が従前よりも柔軟な内容となっており、地域ごと、利用者ごとの多様なニーズに応じられるよう、サービス・プロバイダーがそれぞれで開発をしてきた支援とコーディネーションの方法を尊重する内容となっていることが確認できた。Community Connection Serviceガイドラインの改訂はサービス・プロバイダーとともに行われ、社会開発省とサービス・プロバイダーの間の信頼関係に基づいて制度が運用されていることが確認できた。

また、Community Connectionの専門性の定義や資格要件は定められていないが、サービス・コーディネーションとチーム・アプローチが重視されており、実際にコーディネーターは地域の多様な資源を把握し、日常的な関係構築の下で、利用者のニーズに応じてつなぐという役割を果たしている。社会開発省とプロバイダーの間の情報共有にはデジタル・フォーマットと、地域内の定例会議が活用されていることが確認できた。以上の官民一体の体制によりパンデミック禍の緊急ニーズに応えており、2020年以前の危機的対応時の経験と知見が活かされていること、またパンデミックによりその機能が一層、地域に根付く形で強化されていることが確認できた。

以上の調査の分析結果と、従前の研究成果との比較検証を行った結果、次の四つの事項が明らかになった。一つ目は、パンデミック禍のニュージーランドでは、生活支援政策の土台としての社会保障制度、そしてその周囲に期限付きの特別制度、新しいコーディネーション・サービスを加え、すべての人の制度等へのアクセスを高めるための方策を講じようとしてきたことである。特にCOVID-19対策の初期段階では、感染症の除去のための国による厳しい行動制限と、「COVID-19 エリミネーション戦略」に定められた公平原理という一見異なる性質の方針を同時に達成することを、上記の重層的な生活支援政策とコーディネーションにより実現しようとした。

二つ目は、平常時と非常時、前政権と現政権の政策・制度の連続性が確認できることである。社会開発省職員へのインタビュー調査から、カンタベリー地震をはじめとする過去の緊急事態発生後の生活支援の対応策との連続性があることが明らかになった。また、社会保障制度がその連続性の礎として位置づけられていることが確認できた。

三つ目は、ニュージーランドの社会保障・社会福祉制度の歴史において、1938年社会保障法以降の税方式による普遍的なしくみを土台としつつ、行財政改革以降、官民の多様な機関、団体が連携、協働して自立支援に取り組む姿勢が一貫していることが確認できた。2001年の社会開発省の創設、2008年のCommunity Linkの設立以降、異なる課題、特徴と資源を持つコミュニティにおける多様な機関、団体等の連携による個人とファナウ(拡大家族)への伴走支援、問題解決を実現するための政策が展開されてきた。

四つ目は、以上の政策方針がカンタベリー地震、クライストチャーチ市におけるモスク襲撃事件などの緊急事態において検証され、改善を重ねながら、パンデミック禍の支援施策につながっていることが明らかになった。パンデミック禍の生活支援においては多様なサービスのコーディネーション機能が鍵を握っており、その認識を社会開発省と民間のサービス・プロバイダーが共有できている段階に到達していることを確認した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 武田真理子	4. 巻 無し
2. 論文標題 就労的活動支援と就労的活動支援コーディネーターの役割	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 「ハタラク」で輝くー誰もが活躍する地域づくりー 就労的活動支援コーディネーターの活用と可能性	6. 最初と最後の頁 4 10
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 武田真理子	4. 巻 無し
2. 論文標題 就労的活動支援とコーディネーション	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 「ハタラク」でつながる・つなげる 就労的活動支援コーディネーターの役割	6. 最初と最後の頁 14-19
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 武田真理子	4. 巻 第38号
2. 論文標題 ニュージーランドにおけるCOVID-19対策と社会保障制度に関する考察	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 東北公益文科大学総合研究論集	6. 最初と最後の頁 37-54
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 武田真理子	4. 巻 第27巻
2. 論文標題 ニュージーランドのCOVID-19対策から学べること	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本ニュージーランド学会誌	6. 最初と最後の頁 1-3
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.20598/jsnzs.27.0_1	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 武田 真理子	4. 巻 26
2. 論文標題 ニュージーランドにおける児童・家族福祉制度の改革と 子育て支援における官民の協働に関する考察	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日本ニュージーランド学会誌	6. 最初と最後の頁 11～24
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.20598/jsnzs.26.0_11	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 武田 真理子	4. 巻 第31巻
2. 論文標題 パンデミック禍におけるニュージーランドの生活支援サービスのコーディネーションの分析	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 日本ニュージーランド学会誌	6. 最初と最後の頁 14-27
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 武田真理子	4. 巻 第31巻
2. 論文標題 ニュージーランドから考える公益社会の実現	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 日本ニュージーランド学会誌	6. 最初と最後の頁 未定
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 武田真理子
2. 発表標題 ニュージーランドの社会保障制度とコロナ危機
3. 学会等名 日本ニュージーランド学会 第28回研究大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 武田真理子
2. 発表標題 アードーン政権下のCOVID-19対策
3. 学会等名 ニュージーランド学会 令和3年度研究大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 武田真理子
2. 発表標題 ニュージーランドの社会保障制度とコロナ危機
3. 学会等名 日本ニュージーランド学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 武田真理子
2. 発表標題 「安全」の視点からのニュージーランド社会保障制度の分析
3. 学会等名 日本ニュージーランド学会 第26回研究大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Mariko Takeda (Sugawara)
2. 発表標題 Analysis of Foreign Residents and Social Security in Japan
3. 学会等名 25th New Zealand Asian Studies Society Conference, Panel 7B, University of Canterbury
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 武田真理子
2. 発表標題 パンデミック禍におけるニュージーランドの生活支援サービスの考察 ~Heartland ServiceとCommunity Connection Serviceを中心に~
3. 学会等名 日本ニュージーランド学会第88回研究会
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 武田真理子
2. 発表標題 ニュージーランドの児童福祉とファミリーグループカンファレンス
3. 学会等名 日本ニュージーランド学会 第31回研究大会
4. 発表年 2024年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関